○浦安市総合計画審議会条例

平成30年３月16日

条例第１号

（設置）

第１条　本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定により、浦安市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定に関する事項について調査審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員22人以内をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　市民

(2)　関係団体の代表者

(3)　学識経験者

２　委員の任期は、総合計画の策定が完了する日までの期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

２　審議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

３　審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（参考意見等の聴取等）

第７条　審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、

参考意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、企画部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成30年10月１日から施行する。

（浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（失効）

３　この条例は、総合計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。